

第3節 フロンの回収・破壊の推進

1 オゾン層の保護【環境政策課】

オゾン層^{*1}が破壊されると、地上に到達する有害な紫外線が増加し、皮膚がんや白内障など人の健康被害や植物の生育阻害といった生態系への悪影響を

生じるおそれがあります。このため、その原因物質であるフロン^{*2}が大気中に放出されないようフロンの回収・破壊を進めています。

(1) 法律に基づく規制

表3-1-18 フロン回収に係る法律

	フロン回収破壊法 ^{注1}	家電リサイクル法 ^{注2}	自動車リサイクル法 ^{注3}
概要	平成14年4月から業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器について、冷媒フロンの回収を義務付けています。	平成13年4月から家電製品のリサイクルに併せて、家庭用の冷蔵庫とルームエアコンについて、冷媒フロンの回収を家電メーカー等に義務付けています。	平成17年1月からカーエアコンについて、冷媒フロンの回収を義務付けています。

注1「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律」

注2「特定家庭用機器再商品化法」

注3「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

表3-1-19 本県のフロン類回収量等（平成21年度）

第一種特定製品 ^{*4}	
回収台数（台）	回収量（kg）
3,568	17,233

(2) 県の取組み

フロン回収破壊法および自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者等の登録を行うとともに、回収・引渡しが適正に実施されるよう登録業者への立入検査に伴う指導等を行っています。

表3-1-20 フロン回収破壊法に基づく登録業者数（平成22年3月31日現在）

第一種フロン類回収業者	
登録業者数	265

コラム フロン類の回収

フロン類は、オゾン層を破壊するだけでなく、強力な温室効果ガスです。

このフロン類を使用している機器は、その種類により、家庭用エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯乾燥機は家電リサイクル法、カーエアコンは自動車リサイクル法、業務用の冷凍・冷蔵・空調機器はフロン回収・破壊法によって規制されており、これらの機器を廃棄するときには、フロン類が大気中に放出されないよう、回収して、適切に処理しなくてはなりません。

特に、現在、業務用の冷凍・冷蔵・空調機器のフロン類回収率は約3割程度といわれており、店舗、工場、事務所、ビルなどを改修、解体するとき、建物に据え付けられた冷蔵・冷凍機器や空調機器からフロン類が漏出する可能性がありますので、工事業者とよく相談して、フロン類の回収を忘れないようにしてください。

- ・業務用エアコン
- ・冷蔵用・冷凍用ショーケース
- ・業務用冷凍冷蔵庫 など

廃棄時など

都道府県知事の登録を受けた回収業者へ
フロン類の回収を依頼しましょう

*1 オゾン層：地上10～50km上空の成層圏の中でオゾン濃度の高い層をいい、太陽光に含まれる紫外線のうち特に生物に有害な波長の紫外線を吸収しています。

*2 フロン：ふっ素と炭素等からなる化合物でクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）などがあります。オゾン層を破壊する原因物質の1つとされており、破壊する程度の強いフロンは、平成7年末で生産が全廃されています。主に、冷蔵庫やカーエアコン等の冷媒、精密機械等の洗浄剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されてきました。

*3 義務付け：義務付けはカーエアコンについては、平成14年10月からフロン回収破壊法において冷媒フロンの回収が義務付けられていましたが、自動車リサイクル法の施行に伴い移行しました。

*4 第一種特定製品：フロン回収破壊法において、冷媒としてフロンが充填されている機器のうち、業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器を第一種特定製品と定義しています。